電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

**第一条**　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （通信設備以外の許可を要する設備）<br>**第四十五条**　法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を次のとおり定める。<br>［一・二　略］<br>三　各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。）及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置（搬送用ロボット（工場、物流拠点等で使用される物資を搬送するためのロボットをいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備をいう。以下同じ。）並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行つた電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。）をいう。以下同じ。）<br>（指定の申請）<br>**第四十六条**　第四十四条第一項第一号の⑴及び第二号の⑶並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。<br>［一～八　略］<br>九　一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置<br>［⑴～⑶　略］<br>［2　略］<br>（指定）<br>**第四十六条の二**　総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。<br>［一～十　略］<br>十一　搬送ロボット用非接触電力伝送装置<br>⑴　利用周波数が六・七六五MHzから六・七九五MHzまでの範囲にあること。<br>⑵　電界を使用して電力の伝送を行う設備であること。<br>⑶　高周波出力の定格値が四キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一三〇パーセント未満であること。 | （通信設備以外の許可を要する設備）<br>**第四十五条**　［同上］<br>［一・二　同上］<br>三　各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。）並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行つた電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。）をいう。以下同じ。）<br>（指定の申請）<br>**第四十六条**　［同上］<br>［一～八　同上］<br>九　一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置<br>［⑴～⑶　同上］<br>［2　同上］<br>（指定）<br>**第四十六条の二**　［同上］<br>［一～十　同上］<br>［新設］ |